

## 文化科学省設置法案

### 目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 本省（第七条―第十二条）

第三章 文化庁（第十三条―第十七条）

第四章 職員（第十八条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化科学省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校、同法第八十二条の二に定める専修学校及び同法第八十三条に定める各種学校をいい、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。

二 「初等教育」とは、小学校及び幼稚園における教育をいう。

三 「中等教育」とは、中学校及び高等学校における教育（職業教育を含む。）をいう。

四 「大学教育」とは、大学における教育をいう。

五 「高等専門教育」とは、高等専門学校における教育をいう。

六 「特殊教育」とは、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校における教育（特殊学級における教育を含む。）をいう。

七 「専修学校教育」とは、専修学校における教育をいう。

八 「社会教育」とは、公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対する教育、生活向

上のための職業教育及び科学教育、運動競技、レクリエーション並びに図書館、博物館、公民館等の施設における活動をいう。

九 「學術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究をいう。

十 「文化」とは、芸術及び国民娯楽、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう。

（設置）

第三条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、文化科学省を設置する。

2 文化科学省の長は、文化科学大臣とする。

（文化科学省の任務）

第四条 文化科学省は、学校教育、社会教育、學術、文化及び科学技術の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

（文化科学省の所掌事務）

第五条 文化科学省の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 教育（学校教育及び社会教育をいう。以下同じ。）、 学術又は文化に功績のある者の顕彰に関すること。
- 二 基本的な文教施策について、調査し、及び企画すること。
- 三 所掌事務に係る調査統計を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。
- 四 外国の教育事情について、調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。
- 五 所掌事務に係る年次報告、要覧、時報等を編集し、及び頒布すること。
- 六 地方教育行政に関する制度についての企画並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 七 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第一項において「指定都市」という。）の教育委員会の教育長の任命の承認に関すること。
- 八 地方教育費に関し、資料を収集し、及び企画すること。
- 九 地方公務員たる教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度についての企画並びにこ

これらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

十 初等教育、中等教育及び特殊教育（以下「初等中等教育」という。）の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

十一 初等中等教育のための補助に関すること。

十二 初等中等教育の基準の設定に関すること。

十三 学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。

十四 高等学校、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校の行う通信教育に関し、援助と助言を与えること。

十五 初等中等教育における職業指導に関し、援助と助言を与えること。

十六 初等中等教育に関する教材、教具等の解説目録及び教材に関する資料を作成し、及び利用に供すること。

十七 次のような方法によって、学校管理、教育課程、学習指導法、生徒指導その他初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 手引書、指導書その他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 初等中等教育に係りのある教育職員のための研究集会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十八 教科用図書の検定に関すること。

十九 義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書の発行者の指定に関すること。

二十 義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与に関すること。

二十一 初等中等教育用教科書の発行の指示等初等中等教育において用いる教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行に関すること。

二十二 文化科学省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

二十三 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更等の認可を行うこと。

二十四 国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第二条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）に関すること。

二十五 放送大学学園に関すること。

二十六 大学教育及び高等専門教育の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二十七 大学教育及び高等専門教育のための補助に関すること。

二十八 大学教育及び高等専門教育の基準の設定に関すること。

二十九 大学の行う通信教育に関し、援助と助言を与えること。

三十 教育職員の免許、養成及び大学において行う現職教育に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

三十一 学生及び生徒の奨学について企画し、並びに学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関し、援助と助言を与えること。

三十二 国費による在外研究員及び内地研究員の選考に関すること。

三十三 次のような方法によって、大学教育及び高等専門教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 大学教育及び高等専門教育に関する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

三十四 看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

三十五 学術の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

三十六 研究者の養成に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

三十七 日本学術会議その他の学術団体との連絡に関すること。

三十八 政令で定める研究施設において教育、学術又は文化に関する研究を行うこと。

三十九 研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関すること。

四十 研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

四十一 学術に関する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報

報を提供する等の便宜を与えること。

四十二 大学、高等専門学校及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

四十三 次のような方法によって、学術のあらゆる面について、研究者その他の関係者に対し、専門的、

技術的な指導と助言を与えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 学術に関する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

四十四 教育、学術及び文化の振興及び普及に係る国際交流に関すること。

四十五 国費による大学及び高等専門学校の教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。

四十六 外国人留学生の教育に関し、援助と助言を与えること。

四十七 外国人留学生の受入れの連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。

四十八 ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第六条に規定する事務（他の行政機

関の所掌に属するものを除く。）に関すること。

四十九 社会教育の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

五十 社会教育のための補助に関すること。

五十一 社会教育に関する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

五十二 社会教育としての通信教育に関し、援助と助言を与えること。

五十三 社会教育に関する施設において、青少年若しくは青少年教育関係者に対する研修若しくは青少年

の団体宿泊訓練を行い、又は婦人教育関係者に対する実践的な研修を行うこと。

五十四 次のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 情報資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

ロ 社会教育に関する研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

五十五 視聴覚教育に関し、連絡調整すること。

五十六 次に掲げる事項に関し、企画し、並びに指導、助言及び援助を与えること。

イ 体育（スポーツを含む。以下この条において同じ。）の振興

ロ 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下この条において同じ。）及び学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下この条において同じ。）の向上

ハ 学校給食の普及充実

ニ 災害共済給付（学校の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下この条において同じ。）の普及充実

五十七 体育、学校における保健管理、学校安全、学校給食及び災害共済給付のための補助に関すること。

五十八 学校における体育、学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付の基準の設定に関すること。

五十九 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関し、連絡し、及び援助すること。

六十 次のような方法によつて、体育、学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付のあらゆる面について、体育指導者、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 手引書、指導書及び教材、教具等の解説目録その他の出版物等を作成し、及び利用に供すること。

ロ 研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

六十一 文化科学大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。

六十二 私立学校に関する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関するし、指導、助言及び勧告を与えること。

六十三 文化科学大臣がその所轄庁である学校法人の経営に関し、調査し、及び指導と助言を与えること。

と。

六十四 専修学校教育の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

六十五 専修学校教育の基準の設定に関する事。

六十六 私立学校教育振興のための学校法人等の助成に関する事。

六十七 文化科学省共済組合及び公立学校共済組合に関する事。

六十八 地方公務員たる教育関係職員の福利厚生に関し、援助と助言を与えること。

六十九 教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資の割当て、及び教育、学術、文化

又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてのあつせんに関する事。

七十 教育用品に関し、基準を設定し、及び解説目録を作成すること。

七十一 学校施設の基準の設定に関する事。

七十二 学校環境の整備、学校施設の確保等について連絡調整すること。

七十三 所掌事務に係る防災に関する事務について連絡調整すること。

七十四 公私立の文教施設の整備に関し、指導と助言を与えること。

七十五 公立の文教施設の整備のための補助に関すること。

七十六 国立の文教施設の整備に関する予算案の準備及び国立学校の施設の整備に関すること。

七十七 教育、学術、文化又は宗教に関する法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の設立の認可に関すること。

七十八 地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関等に対し、所掌事務に係る専門的、技術的な指導と助言を与えること。

七十九 所掌事務に関し、国内における国際協力に関する事務を行い、及び国際的諸活動について連絡調整すること。

八十 所掌事務に関する諸外国との人物交流に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

八十一 文化（文化財保護法に規定する文化財に係る事項を除く。以下この条及び第十四条第一項において同じ。）の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

八十二 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。

- 八十三 国語の改善及びその普及に関すること。
- 八十四 著作権、出版権及び著作隣接権の登録その他の著作者の権利、出版権及び著作隣接権に関する事務を行うこと。
- 八十五 文化の振興及び普及のための補助に関すること。
- 八十六 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。
- 八十七 文化に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。
- 八十八 文化に関する団体との連絡に関すること。
- 八十九 宗教法人の規則等の認証を行うこと。
- 九十 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
- 九十一 文化財（文化財保護法に規定する文化財をいう。以下同じ。）の保存及び活用に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
- 九十二 文化財等の指定等に関すること。
- 九十三 文化財の管理、修理及び復旧に関すること。

九十四 現状変更の制限その他文化財の保護のための規制に関すること。

九十五 文化財の公開その他文化財の活用に関すること。

九十六 文化財に関する調査に関すること。

九十七 文化財の保存及び活用のための補助に関すること。

九十八 文化財に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

九十九 文化財に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

百 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

百一 政令で定める文化施設において文化若しくは文化財又は自然科学に関する重要な資料を収集し、保管し、及び公衆に供覧し、並びにこれらに関連する調査研究を行うこと。

百二 政令で定める研修施設において教育関係職員又は社会教育関係者に対し教育に関する専門的、技術的な研修を行うこと。

百三 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の施行

に關すること。

百四 科学技術（原子力の研究、開発及び利用を除く。以下同じ。）に關する基本的な政策の企画、立案及び推進に關すること。

百五 科学技術に關する制度一般の企画及び立案に關すること。

百六 關係行政機關の科学技術に關する事務の総合調整に關すること。

百七 關係行政機關の試験研究機關の科学技術に關する経費及び關係行政機關の科学技術に關する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に關すること。

百八 科学技術に關する内外の動向の調査及び分析並びに統計の作成に關すること。

百九 科学技術に關し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に關すること。（他の行政機關の所掌に属することを除く。）

百十 發明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に關すること。

百十一 技術士に關すること。

百十二 所掌事務に關する統計及び調査資料の頒布及び刊行に關すること。

百十三 所掌事務に関する啓発に関すること。

百十四 資源の総合的利用のための方策一般に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

百十五 資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。

百十六 前二号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

百十七 金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るため必要な研究及び試験に関すること。

百十八 超高純度非金属無機材質その他これに類する材質の創製に関すること。

百十九 防災科学技術（天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する研究及び試験（多数部門の協力を要する総合的なもの及び各種研究に共通する基礎的なものに限る。）並びに研究者及び技術者の養成訓練（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）並びに防災科学技術に関する研究及び試験のため必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置する

ことが多額の経費を要するため適当でない認められるものに限る。)の供用に関する事。

百二十 航空技術又は宇宙科学技術の向上を図るため必要な研究及び試験(関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でない認められる施設及び設備を必要とするものに限る。)並びにこれらの施設及び設備の供用に関する事。

百二十一 宇宙の利用の推進に関する事。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

百二十二 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する事。

百二十三 日本科学技術情報センター、理化学研究所、新技術事業団及び宇宙開発事業団に関する事。

百二十四 海洋科学技術センターに関する事。

百二十五 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)第三条に規定する所掌事務

百二十六 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基づく命令を含む。)に基づき文化科学省に属させられた事務

(文化科学省の権限)

第六条 文化科学省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その

権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。

- 一 教育、学術及び文化の振興に関し、調査し、及び企画すること。
- 二 教科用図書の検定を行うこと。
- 三 義務教育諸学校において使用する教科用図書の発行者の指定を行うこと。
- 四 義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与を行うこと。
- 五 地方公共団体及びその機関の行う教育、学術、文化及び宗教の事務に関する制度並びに地方公務員たる教育職員に関する制度に関し、調査し、及び企画すること。
- 六 教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつせんすること。
- 七 国立学校の施設を整備すること。
- 八 大学及び高等専門学校を設置並びに教育、学術又は文化に関する法人の設立につき認可を行うこと。
- 九 大学、高等専門学校、研究機関その他の教育、学術又は文化に関する機関（他の行政機関に属するものを除く。）に対し、その運営に関して指導と助言を与えること。

十 地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告を与えること。

十一 地方公共団体の長又は教育委員会に対し、教育、学術、文化及び宗教の事務の管理及び執行が法令の規定に違反し、又は著しく適正を欠く場合において、その是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めること。

十二 都道府県及び指定都市の教育委員会の教育長の任命について承認を与えること。

十三 教育、学術及び文化に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

十四 教育、学術又は文化に関する重要な題目について、会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

十五 教育職員の研修について連絡し、及び援助すること。

十六 大学、高等専門学校及び研究機関の研究活動について連絡し、及び援助すること。

十七 国内における教育、学術又は文化に関する国際的諸活動について連絡調整すること。

十八 教育職員、学生、生徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者

等の諸外国との交換に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

十九 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

二十 教育、学術又は文化に関する国際会議の政府代表の候補者を選考し、関係行政機関に意見を述べる  
こと。

二十一 国費による在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに公費又は私費による在  
外研究を援助すること。

二十二 所掌事務に関する調査研究を行い、その結果を利用に供し、及び関係調査研究機関に対し、協力  
し、又は必要がある場合に調査研究を委託すること。

二十三 宗教に関する情報資料を収集し、及び宗教団体と連絡すること。

二十四 教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関並びに大学及び高等専門学校に対し、報  
告書、資料等の提出を求めること。

二十五 科学技術に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

二十六 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと。

二十七 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験

研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整を行うこと。

二十八 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

二十九 発明及び実用新案の奨励を行い、並びにこれらの実施化を推進すること。

三十 技術士試験を行い、並びに技術士及び技術士補を登録すること。

三十一 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）に基づいて、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

三十二 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

三十三 資源の総合的利用のための方策一般に関する事務を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

三十四 宇宙の利用を推進すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

三十五 鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行うこと。

三十六 地震に関する調査研究等について、施策の立案及び関係行政機関の事務の調整を行うこと。

三十七 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づく命令を含む。）に基づき文化科学省に属させられた権限

2 文化科学省は、その権限の行使に当たって、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めがある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

## 第二章 本省

### （中央教育審議会）

第七条 本省に中央教育審議会を置く。

2 中央教育審議会は、文化科学大臣の諮問に応じて教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文化科学大臣に建議する。

3 中央教育審議会は、人格が高潔で、教育、学術又は文化に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文化科学大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する。

- 4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央教育審議会に臨時委員を置くことができる。
- 5 専門の事項を調査するため必要があるときは、中央教育審議会に専門委員を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、中央教育審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央教育審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(国立学校)

第八条 本省に国立学校を置く。

- 2 国立学校については、国立学校設置法の定めるところによる。

(日本ユネスコ国内委員会)

第九条 本省に特別の機関として日本ユネスコ国内委員会を置く。

- 2 日本ユネスコ国内委員会は、我が国において国際連合教育科学文化機関の目的を実現するために行う活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関とする。

- 3 日本ユネスコ国内委員会の組織及び所掌事務については、ユネスコ活動に関する法律の定めるところによる。

(日本学士院)

第十条 本省に特別の機関として日本学士院を置く。

2 日本学士院については、日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）の定めるところによる。

(工業技術院)

第十一条 本省に特別の機関として工業技術院を置く。

2 工業技術院は、鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行う機関とする。

3 工業技術院の組織、所掌事務その他の事項は、工業技術院設置法の定めるところによる。

(地震調査研究推進本部)

第十二条 本省に特別の機関として地震調査研究推進本部を置く。

2 地震調査研究推進本部の組織及び所掌事務については、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第一百一号）の定めるところによる。

第三章 文化庁

(設置)

第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、文化科学省の外局として、文化庁を置く。

(任務及び長)

第十四条 文化庁は、文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務を行うことを任務とする。

2 文化庁の長は、文化庁長官とする。

(所掌事務)

第十五条 文化庁は、第五条第一号から第三号まで、第五号、第六号、第九号、第三十八号、第七十三号から第百三号まで及び第百二十六号に掲げる事務をつかさどる。

(権限)

第十六条 文化庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、第六条第一項第一号、第五号、第八号から第十一号まで、第十三号から第二十四号まで及び第三十七号に掲げる権限を行使する。

(日本芸術院)

第十七条 文化庁に特別の機関として日本芸術院を置く。

- 2 日本芸術院は、芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための機関とする。
- 3 日本芸術院の長及び会員は、政令で定めるところにより、文化科学大臣が任命する。
- 4 日本芸術院の会員には、予算の範囲内で、文化科学大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。
- 5 日本芸術院の組織、会員その他の職員及び運営については、政令で定める。

#### 第四章 職員

##### (職員)

第十八条 文化庁に政令の規定により置かれる審議会等で政令で定めるものの委員及び文化庁に政令の規定により置かれる施設等機関で政令で定めるものの長は、文化庁長官の申出により、文化科学大臣が任命する。

2 前項に規定するもののほか、文化科学省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）及びその特例に関して規定する法律の定めるところによる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

### (文部省設置法の廃止)

2 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）は、廃止する。

### (科学技術庁設置法の廃止)

3 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）は、廃止する。

### (経過措置等)

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

## 理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、行政改革を推進するため、科学技術庁及び文部省を統合し、文化科学省とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。